

倉吉市 DX 推進計画

総務部 情報政策課

令和 5 年 4 月

目次

1. 計画策定の背景と目的	
(1) 策定の背景	1
(2) 自治体DXを推進する目的	1
2. 計画の基本事項	
(1) 本計画の位置づけ	2
(2) 国の法令等と本計画との関係	2
(3) 本計画の対象期間	3
3. 基本方針	3
4. これまでの取組・現状	4
5. 重点的な取り組み事項	
(1) 情報システムの標準化・共通化	5
(2) マイナンバーカードの普及促進と利活用	6
(3) 行政手続きのオンライン化の推進	7
(4) AI・RPAの導入・利用促進	8
(5) テレワークの推進	9
(6) セキュリティ対策の徹底	10
(7) BPRの取組の徹底	11
(8) オープンデータの整備とデータ利活用の推進	12
(9) 情報発信手段のデジタル化の推進	13
(10) デジタル人材の確保及び育成	14
(11) デジタルデバイド対策	15
(12) 地域社会のデジタル化	16
6. 取り組み事項の主なスケジュール	18
7. 推進体制	21
【別紙】用語の説明	22

1. 計画策定の背景と目的

(1) 策定の背景

人口減少・少子高齢化の進展により、地方自治体は、生産年齢人口の減少、地域の担い手不足、財政環境の悪化など厳しい現実に直面しています。一方で、急速に変化する社会情勢やグローバル化等により地域ニーズが多様化・複雑化し、これまで以上に柔軟で効率的な行政サービスが求められています。

令和2年から続くコロナ禍では、人との接触を回避するためにテレワーク等の働き方の導入やオンライン会議、キャッシュレス決済などデジタル技術を活用した試みが進み、ライフスタイルに急激な変化が生まれました。

国では令和3年9月にデジタル庁を設置し、更に「デジタル田園都市国家構想」の実現を掲げて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくとしています。

本市においても、急速に進展するデジタル化の潮流に遅れることなく、デジタル技術を使って業務効率化を進め、スマート自治体へ転換することで、新しい時代に対応した、より高度で効率的、かつ、持続可能な行政サービスを提供し、市民満足度の高い行政運営を行っていく必要があります。

これを実現するため、本市におけるデジタル化を推進する方針を明確にするために本計画を策定しました。

(2) 自治体DXを推進する目的

社会環境の変化への対応手法の一つとして、DXの視点を持って行政サービスにおける市民の利便性の向上を図るとともに、ICTの活用による職員の業務効率化、生産性向上を推進していきます。このことにより、さらなる市民福祉の向上を図ることを目的とし、自治体DXに関する取組を推進します。

2. 計画の基本事項

(1) 本計画の位置づけ

- ① 第12次倉吉市総合計画及び第2期倉吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略が目指す将来像の実現を情報技術の側面から支えるための個別計画と位置づけます。
- ② 第4次倉吉市行財政改革計画に掲げる「DXの推進による利便性の向上と業務の効率化」等の取組を具体化するための方針として位置づけます。
- ③ 総務省「自治体DX推進計画」が示す取組事項を本市で実現するための基本計画として位置づけます。

(2) 国の法令等と本計画との関係

令和2年12月には、デジタル庁の創設や全省庁及び地方自治体のDX推進のための基本方針である「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」とその実行計画である「2020年版改訂デジタル・ガバメント実行計画」が閣議決定されるとともに、デジタルの力を活用した地方の社会課題解決、デジタル基盤整備、デジタル人材の育成・確保、誰一人取り残されないための取組を推進する「自治体DX推進計画」が策定されました。

また、デジタル社会の実現に向けたデジタル関連6法が令和3年5月19日に公布され、デジタル社会の形成に関し、国・地方公共団体及び事業者の責務等を記載するほか、情報システムの整備・管理、住民基本台帳法等の法律の一部改正、特定公的給付の支給のためのマイナンバーに紐づく口座情報の活用など、今後のデジタル社会の礎となる法整備がなされました。このデジタル社会形成基本法においては、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、デジタル社会の形成に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の特性を活かした自立的な施策を策定し、及び実施する責務を有する」こととされています。

本計画は、デジタル社会形成基本法、及び国が示す基本方針に基づき、国、県と歩調を合わせたデジタル社会の実現に向けて、本市が着手すべき方向性と整備内容を定めるものです。

(3) 本計画の対象期間

令和5年度から令和9年度（5年間）

本計画は国が進める自治体システムの標準化や、社会経済の動き、デジタル技術の進展や新たな社会実装を踏まえ、適宜見直しを行います。

3. 基本方針

『DXで実現するスマートな倉吉市』

(1) 住民の利便性の向上

住民の利便性に資するデジタル技術の活用を利用者目線で推進します。

一方、デジタル技術の進展に対応することが難しい市民がいることも念頭に、対面による窓口対応の重要性も考慮していきます。

(2) 自治体業務の効率化

I C Tの導入自体が目的とならないよう、D Xの視点で業務を見直し、業務生産性の向上を推進します。

I C T利活用による業務効率化で生まれた時間をよりきめ細かな市民サービスの提供や施策の企画立案など、新しい価値を生み出す業務に注力する体制を目指します。

4. これまでの取組・現状

本市では、これまでも総務省の「自治体DX推進計画」が示す取組事項を意識しながらDXへの取り組みを進めてきました。

直近では、電子決裁システムの本格運用、テレワークの実践、電子申請業務の拡張、窓口手数料のキャッシュレス決済などに取り組みました。

市議会においてもタブレットによる資料展開を開始しており、議会におけるペーパーレス化も始まったところです。

しかし、DXの前提となるペーパーレスの徹底や従前業務の見直しなど、改善を図らなければならない課題も多くあります。

本市では令和4年下期から専門家の外部人材を登用し、幹部を含めた職員研修を実施し、その後に庁内各課のヒアリング調査を行い、業務遂行上のニーズや課題を抽出する作業を行いました。

ヒアリングを通じて出された職場内でのニーズやアイディアの主な例として次のようなものが上げられます。

- 各種申請・報告業務の方法の統一やオンライン化
- ノーコード・ローコードツール・簡易データベース等の活用
- 会計処理の効率化
- アンケート集計の効率化
- タブレットによる認定調査や現場確認作業の効率化
- 業務によって異なる地図情報の統合
- 職場内の人材育成と共有
- 押印ルールの再点検
- フォルダ及びファイル管理のルール化

これらの作業を通じてペーパーレス化への取り組みの有効性や業務改革（BPR）の必要性を改めて確認しました。

5. 重点的な取り組み事項

本市でDXを推進するにあたり、総務省の「自治体DX推進計画」が示す取組事項を基本に、重点的に取り組む事項を以下に示します。

(1) 情報システムの標準化・共通化

本市ではICTの活用による効率的・効果的な行政を推進するため、情報システムの最適化・共同化などを進めてきました。

そのような中、令和3年5月に自治体間等でのデータ交換の円滑化やシステムの運用経費の削減等を目的とした「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が成立し、自治体の基幹系業務システムに対し、標準化基準を定めるとともに、この基準に適合する基幹系業務システムの利用が義務とされ、そのシステムを国が主導して整備するガバメントクラウド（全国的なクラウド環境）で利用することが努力義務とされました。

本市では令和7年度末を目標にガバメントクラウドに移行することを想定しながら、基幹系業務システム（20業務）について国の策定する標準仕様に準拠したシステムへ移行します。

また移行に対応するための準備として、デジタル処理を前提とした業務プロセスの見直し等に取り組んでいきます。

全庁的・横断的な推進体制により、今後、現行のシステム調査やスケジュール策定をはじめとした計画的な移行に向けた検討を進めます。

【対象業務】

児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金

【主な取組事項】

- 業務プロセスの見直し
- 基幹業務システムの標準仕様準拠システムへの移行
- ガバメントクラウドへの移行

(2) マイナンバーカードの普及促進と利活用

マイナンバーカードは、オンラインで確実に本人確認ができ、デジタル社会の基盤となるものであり、国は令和4年度末にはほぼ全国民にマイナンバーカードが行き渡ることを目標とし、国民健康保険証を一体化する関連法案を提出するなどにより積極的な推進をしてきました。

令和5年1月末時点での、本市のカード交付率は62.2%であり、全国平均60.1%を少し上回ったところです。

これまでも出張申請受付や本庁舎での休日交付などに取り組んできましたが、引き続き市民のマイナンバーカード取得手続きの負担軽減策に取り組めます。

普及率が50%を超えたことで、民間等での利活用の拡大も予想され、今後の利便性の向上が期待されます。

本市では、令和2年よりマイナンバーカードを利用した証明書（住民票の写し・印鑑登録証明書）のコンビニ交付サービスを開始しました。

今後もマイナンバーカードが利用できるサービスの提供を拡大し、カードの魅力の向上に努めます。

マイナンバーカードを活用した利便性の高い行政サービスの充実を図ることで、マイナンバーカードの普及と活用を推進します。

【主な取組事項】

- カード取得手続きの負担軽減策の実施
 - ⇒ マイナンバーカード出張申請受付方式の実施
 - ⇒ 休日・時間外交付窓口の設置
 - ⇒ マイナンバーカード申請用顔写真の無料撮影
- カード利活用サービスの充実
 - ⇒ コンビニエンスストアなどでの証明書交付サービスの拡充
 - ⇒ 行政手続きのオンライン申請サービスの充実
 - ⇒ マイナンバーカードの独自利用の調査研究



(3) 行政手続きのオンライン化の推進

国の取組方針として「デジタル化による利便性の向上を国民が早期に享受できるよう、令和4年度末を目指して原則全自治体で、特に国民の利便性向上に資する手続きについて、マイナポータルからマイナンバーを用いてオンライン手続きを可能にする27手続き（子育て関係15手続、介護関係11手続、被災者支援関係1手続）を対象として、積極的に・集中的にマイナポータルを活用したオンライン化を進める」としています。

本市では令和3年から「とっとり電子申請サービス」を活用した電子申請を開始しており、転出届など一部の申請手続き等が可能となっています。また、事業者向けのサービスとしては電子入札を開始しました。

今後も取り扱い手続き等を増やすべく検討を進めていくこととしており、窓口においても何枚もの書類を書かなくても手続きができる仕組みを研究・構築するなどの取組を推進していきます。

住民の方が手続きのために役所等に出向かなくてもよくするためには、紙による申請をなくすことに合わせ、手続きによってはオンラインでの支払いを実現することが必要になります。

本市では、市税や各種料金等について一部のスマホ決済に対応しており、令和4年度からは市民課窓口における手数料や博物館入館料等のキャッシュレス決済が可能となりました。

今後も、オンライン決済等の拡大に向けた研究を進め、各種手続きの利便性を高めます。

【主な取組事項】



- 電子申請サービスの拡充
 - ⇒ ぴったりサービス（マイナポータル）の活用
 - ⇒ とっとり電子申請サービスを利用した手続きの拡充
 - ⇒ 申請時における添付書類の見直し
- 施設予約サービス等の導入検討
- オンライン決済の推進
- 窓口申請手続きの簡素化・デジタル化の検討・拡充

(4) A I ・ R P A の導入 ・ 利用促進

限られた人材で行政サービスを提供し続けるために、A I (人工知能)やR P A (ロボットによる業務自動化)などのデジタル技術を活用し、業務改善を図っていく必要があります。

他市町村の取組事例などを参考にしながら、A I、R P Aを積極的に活用して事務の自動化、効率化を図ります。

本市では令和3年からA I 音声認識の議事録作成システムを導入し、全庁的に利用できる環境を整備しました。また税申告書のデータ化にA I - O C Rを導入し適正な賦課徴収に効果を上げています。

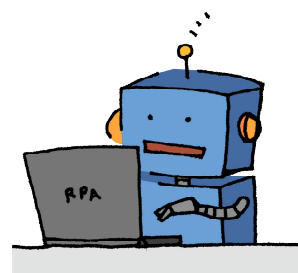
今後も業務での活用・拡充に向けた検討をしていきます。

一方でこれらの分野は技術革新の速度が速く、また人口規模・処理量によって効果に差が生じることから、費用対効果を見極めながら最適なタイミングで導入していくことが必要となります。

また、導入の際には、研修等による職員のスキルの底上げも同時に進める必要があります。

【主な取組事項】

- 活用可能業務・ニーズの洗い出し・導入検討
- R P A活用人材の育成（職員教育）



(5) テレワークの推進

本市ではJ-LIS（地方公共団体情報システム機構）が実施する「自治体テレワーク試行事業」に参加しており、庁舎外の場所でも庁内事務システムの利用が可能となっています。

国の実証実験の終了後においても、引き続き柔軟性の高いテレワーク環境を整備します。

テレワークはICTを利用して時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であり、職員一人ひとりのライフステージに合った多様な働き方を実現できる「働き方改革」の切り札です。

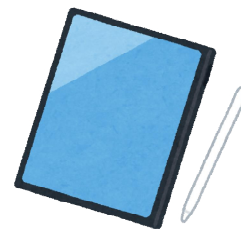
コロナ禍においては、BCP（事業継続計画）の観点からのテレワーク環境の重要性が浮き彫りになりました。

テレワークを柔軟に実現するためにはパソコンで書類を閲覧、処理することが求められ、そのためには多くの書類がペーパーレス化されていることが必要です。

令和4年後期以降は電子決裁を基本として運用していますが、決裁前後の事務処理行程がペーパーレス化されていない業務では却って効率を下げることがあるため、一定程度の柔軟な運用も必要となっています。

【主な取組事項】

- モバイルワークの環境整備
- 電子決裁システムの運用徹底
- 財務会計システムの電子決裁化の検討
- 押印廃止、ペーパーレス化の推進
- フォルダ及びファイル管理のルール化
- 職場のフリーアドレス化の推進とレイアウト変更
- 業務管理方法の検討



(6) セキュリティ対策の徹底

デジタル化が進み、今後も行政手続きのオンライン化、テレワーク、クラウド化など新たな時代の要請により、ますます情報セキュリティ対策が重要となっていきます。

本市では「倉吉市情報セキュリティポリシー」を策定し、市として情報セキュリティ対策に取り組んでいます。

今後もデジタル社会に対応した情報セキュリティのさらなる強化に努め、安全な行政サービスの提供が可能な環境を確保していきます。

また、国の指針等の情報収集に努め、個人情報を適切に取り扱います。

【主な取組事項】

- 国が定める情報システム強靱性向上モデルへの準拠
- 情報セキュリティポリシーの定期的な見直しおよび遵守



(7) B P Rの取組の徹底（業務の抜本的な見直し）

総務省「自治体DX推進計画」の記述によると「自治体システムの標準化等とオンライン化は、単に新たなシステムの導入や更新に止まらず、行政サービスに係る受付・審査・決裁・書類の保存といったバックオフィスを含む一連の業務を、エンドトゥエンドでデジタル化できるように、業務内容や業務プロセス、さらには組織体制を含めて抜本的に見直し、再構築するいわゆるB P Rにより、その効果が大きく発揮されるものである。」とあります。

オンライン化等が自己目的とならないよう、本来の行政サービス等の利用者の利便性向上及び行政運営の効率化等に立ち返って、業務改革（B P R）に取り組む必要があります。

特に行政手続きにおける書面・押印・対面の見直しについては、市民サービスの向上に資するものとして積極的に取り組む必要があります。

庁舎内業務においても、押印省略可能なものはできるだけ省略し、権限移譲を含めた事務の省力化を図ります。

「やめる・へらす・かえる」といった視点に基づいた業務改革を進めます。

【主な取組事項】

- 業務プロセスの再点検
- ヒアリング等の実施による情報共有等の実施
- 先進地等との徹底比較

(8) オープンデータの整備とデータ利活用の推進

官民データ活用基本法では、地方公共団体は国と同様に、保有するデータを国民が容易に利用できるような必要な措置を講ずるものとされており、行政保有のデータをオープン化し、オープンデータとして市民、地域、企業が共有できる環境を作り、新たな価値や文化の創造ができるよう推進する必要があります。

将来は法令上許可されたルールの範囲内でホームページ上に公開し市民、地域、企業が共有できる仕組みを検討していきます。

ただし、データのオープンデータ化の促進だけでなく、データの標準化や匿名化加工により、二次利用可能な状態に整備することが必要となります。

本市においては現状、防災、建設、水道、税務、農林、地籍など各分野で使用する地図が異なっていることから、将来に向けて統一化の検討を進めます。

地図情報を統合し全庁的に共有することで業務効率化を図るとともに、地図情報の一部の公開についても検討していきます。

地図情報の統合により職員はノートパソコンやタブレットなどで地図情報を参照しながら現場での確認業務を行うことで、ペーパーレス化、業務の省力化にもつながります。

また、令和4年より観光客のモバイル端末の位置データを取得・分析することで、人数や個々の動きを把握し、受け入れ環境の充実を図ろうとしています。このように、オープンデータを活用・分析することで、効果的な事業の推進に役立てます。

【主な取組事項】

- 庁内データの棚卸し
- 庁内データのオープン化に向けた標準化
- オープンデータの公開促進など
- 地図情報システムの統合
- オープンデータ利活用の推進

(9) 情報発信手段のデジタル化の推進

情報発信手段の中心は、雑誌等の紙媒体からホームページやSNS等のデジタル媒体に移行されつつあります。

より多くの人に、また、より簡単に情報を届けるため、市公式ホームページをスマートフォンやタブレットでも見やすく使いやすいデザインに変更するとともに、検索機能を充実させるなど、多くの人が必要な情報をすぐに取り出せるホームページを目指します。

また、博物館収蔵品をホームページ上で公開するなど、地域の魅力も積極的に発信します。

本市では既にLINE・Twitter・Facebook・InstagramなどのSNSツールを使用した情報発信を行っています。

なかでもLINEはスマートフォン所有者の9割が利用しているとされており、行政情報等はこちらを中心に配信しています。

今後は、イベント情報やゴミ収集日程のお知らせなどの配信に加え、施設利用の申請や、道路の不具合通報、アンケート機能など、双方向性を活かしたサービスを展開し、市民サービスの充実を図ります。

【主な取組事項】

- 市公式ホームページの機能拡張
- LINEなどSNSの活用推進
- スマホアプリの導入検討

(10) デジタル人材の確保及び育成

自治体DXを推進するためには、情報部門や一部の職員だけでなく、全ての職場において変化に対応できる職員を育成する必要があります。

職員が当事者意識をもってDXに取り組めるよう、研修の充実など、職員のデジタルリテラシーの向上に取り組みます。

また、現場の実務に即して技術の導入の判断や助言を行うことのできる民間企業などの外部有識者をアドバイザーとして登用するなど、効果的な推進体制を整えます。

デジタル分野に限らず、例えば芸術分野なども含めた職員個人のナレッジ(知識経験)を全庁で共有することは業務効率化や横の連携による対応強化が図られることが期待されます。

そこで、職員のナレッジのイントラネット上での共有や、勉強会を開催するなど、組織活性化につなげる仕組みを検討します。

【主な取組事項】

- 職員研修の充実
- デジタル専門人材の受け入れ
- 庁内人材の掘り起こし

(11) デジタルデバインド対策

デジタル社会が進展し、さまざまな手続でオンライン申請等が利用できるようになると多くの方が利便性を享受できる一方、パソコンやスマートフォン等を利用できる環境の無い方やデジタル機器が苦手な方にとっては、手続の機会を失うことにもなりかねません。

総務省の「通信利用動向調査」では、70歳以上の年齢層はそれ未満の年齢層に比べてインターネット利用率が低い状況にあります。

本市の高齢者人口(65歳以上人口)は令和3年時点で34.7%となっており、国の28.9%、県の32.7%を上回っています。

デジタル機器を使えることで高齢者の生活利便性が促進されます。

本市では大学と通信事業者と連携し各コミュニティセンターでスマホ教室を開催しています。令和4年上期は延べ100名弱の高齢者が参加、アンケート結果でも「満足・非常に満足」という声が95%を超えています。

今後も事業者等と連携しながら、デジタル機器利用を身近にするための取り組みを継続するなど、誰一人取り残さないための事業の実施に努めます。

【主な取組事項】

- 高齢者向けスマートフォン教室
- システムのユーザビリティ（利用者目線・使いやすさ）の徹底



(12) 地域社会のデジタル化

地域のデジタル化の重要な要素である通信基盤について、本市では令和4年度にケーブルテレビの倉吉西エリアにおける光ケーブルの幹線工事が完了し、市内全域で光ケーブルを使用した通信手段を確保することができる見込みです。

市の公共施設では、コミュニティセンターや図書館等にWifi環境を整備し、リモート会議への活用や学習環境の向上を進めています。

高速通信を利用した各種民間サービスも次々と展開されており、今後の更なる展開が期待されるところです。続く次世代通信サービスとして、5G（第5世代移動通信システム）があります。このエリア拡大についても県と連携しながら関係機関への働きかけを行っていきます。

国の「デジタル田園都市国家構想」では子育て現場・交通・農業・医療・教育・防災・観光などの分野でもデジタル技術を活用してどのような市民サービスを提供するのか、どのようにまちづくりを進めていくのかをデザインする視点及び市民サービスの提供が求められています。

子ども・子育てや、高齢者福祉、障がい者福祉などにおいては、関係するさまざまな情報を市民へ発信するほか、手続きのワンストップ化、関係機関の情報共有による地域一体となった包括的支援の実現など、全ての市民に対する支援の実現に努めます。

公共交通機関を便利に利用するためキャッシュレス決済の導入や交通情報システムの整備等について、県と連携しながら関係機関への働きかけを行っていきます。

令和7年春の県立美術館の開館を見据え、交通や観光分野でのデジタル化も推進していきます。

農業分野においては、高齢化等による担い手の減少が急速に進んでおり、持続可能な農業を実現するためには、省力化技術の開発・導入が喫緊の課題となっています。

鳥取県では「スマート農業社会実装加速化総合支援事業」により、生産管理システムの導入、ドローン講習支援、アシストスーツの導入支援をしています。

これらの情報を積極的に発信するなど、現場におけるスマート農業技術の普及拡大を図ります。

【主な取組事項】

- 通信インフラの整備促進
- 子育て現場・介護・健康管理等のD X化の促進
- 交通・観光のデジタル化の推進
- スマート農業等の推進
- デジタル技術を活用した市民サービスの研究、検討



6. 取り組み事項の主なスケジュール

(1) 情報システムの標準化・共通化

取り組み	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9
業務プロセスの見直し		▶				
基幹業務システムの標準仕様 準拠システムへの移行			▶			
ガバメントクラウドへの移行				▶		

(2) マイナンバーカードの普及促進と利活用

取り組み	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9
カード取得手続きの負担軽減 策の実施	▶					
カード利活用サービスの充実	▶					

(3) 行政手続きのオンライン化の推進

取り組み	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9
電子申請サービスの拡充		▶				
施設予約サービス等の導入		▶				
オンライン決済の推進			▶			
窓口申請手続きのデジタル化		▶				

(4) A I ・ R P A の導入 ・ 利用促進

取り組み	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9
活用可能業務・ニーズの洗い出し・導入検討						
A I ・ R P A の導入						
R P A 活用人材の育成						

(5) テレワークの推進

取り組み	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9
モバイルワークの環境整備						
財務会計システムの電子決裁化の検討・調整						

(6) セキュリティ対策の徹底

取り組み	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9
情報セキュリティポリシーの見直し・遵守						



(7) B P R の取組の徹底

取り組み	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9
業務プロセスの再点検・先進地等との徹底比較						




(8) オープンデータの整備とデータ利活用の推進

取り組み	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9
庁内データの棚卸し・標準化						
地図情報システムの統合						



(9) 情報発信手段のデジタル化の推進

取り組み	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9
市公式ホームページの機能拡張						
LINEなどSNSの活用推進						

(10) デジタル人材の確保及び育成

取り組み	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9
デジタル専門人材の受け入れ						
職員研修の充実						
庁内人材の掘り起こし						

(11) デジタルデバイド対策

取り組み	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9
高齢者向けスマートフォン教室等への取り組み						
システムのユーザビリティの徹底						

(12) 地域社会のデジタル化

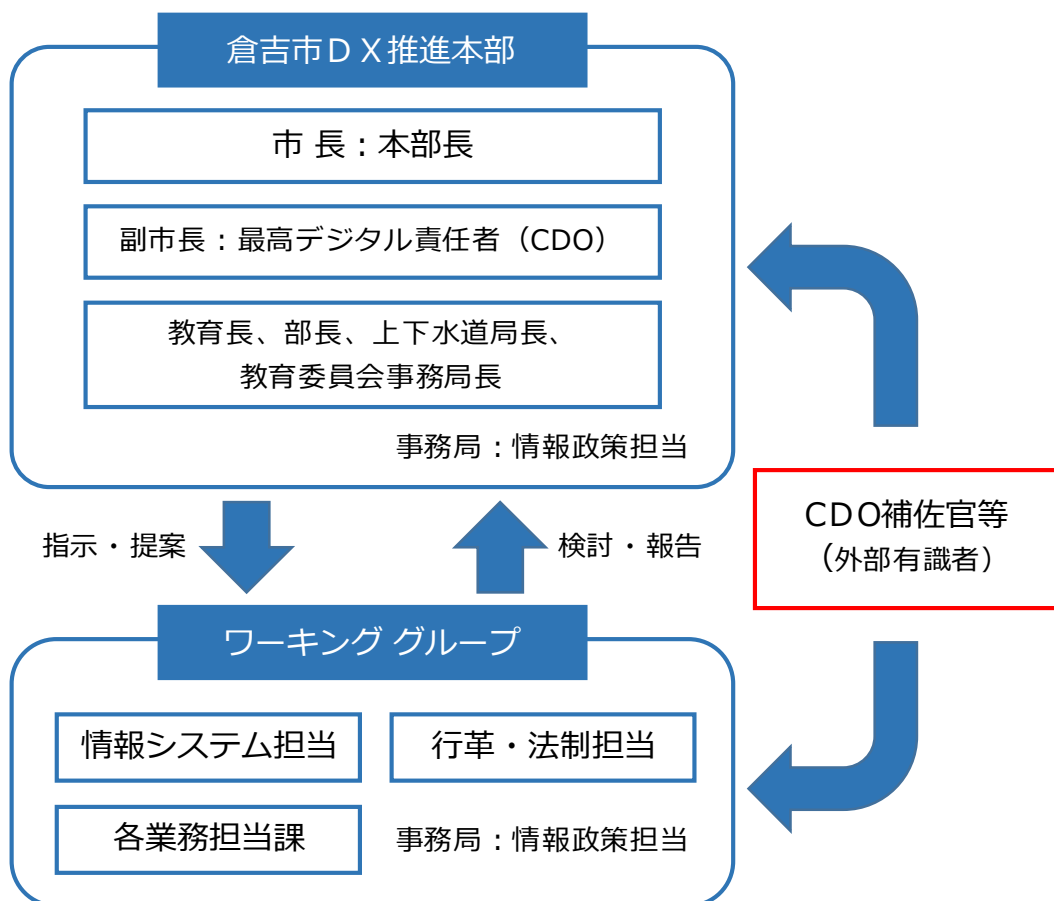
取り組み	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9
通信インフラの整備促進						
子育て現場・介護・健康管理等のDX化の促進						
交通・観光のデジタル化の推進						
スマート農業等の推進						

7. 推進体制

本計画の推進体制として、市長を本部長、副市長をを副本部長、各部局長等を本部長とする「倉吉市DX推進本部」を設置し計画の推進、進捗管理、総合的調整、計画の見直し、分野横断的な連絡調整など、DX推進に向けた取り組みを適切かつ迅速に推進します。

必要に応じてDX推進本部の下に、各業務の担当課長等、担当職員等から構成される部署横断的なワーキンググループを設置し、具体的な取り組みの検討を行います。

■ 推進体制概要



別紙：用語の説明（五十音順 アルファベット順）

オープンデータ

機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータで、誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう公開されたデータのこと

ガバメントクラウド（Gov-Cloud）

国の全ての行政機関（中央省庁・独立行政法人など）や地方自治体が共同で行政システムをクラウドサービスとして利用できるようにした「IT 基盤」のこと

クラウドサービス

データやアプリケーションを、ネットワーク経由でサービスとして利用するもの。クラウドの最大の特徴は、インターネット環境等があれば所在地に関係なくサービスを利用できること。業務の効率化のために広く普及している

スマート（smart）

賢い、利口な、頭がいい、気が利く、かっこいい、おしゃれな、粋な、活発な、などの意味を持つ英単語。IT の分野では、原義の「賢い」「気が利く」などの意味から転じて、「コンピュータ化された」「情報化された」「高度な情報処理機能が加わった」などの意味で用いられる

チャットボット

インターネットを介して自動的に会話を行う仕組み

デジタルデバイド

情報通信技術を利用して恩恵を受ける者と、利用できずに恩恵を受けられない者との間に生ずる、知識・機会・貧富などの格差のこと

デジタル改革関連法

行政の分野においてデータの利活用を進め、社会課題の解決に活かすために、デジタル化を進めることを目的とした以下6つの法律案を総称したもの

- ①デジタル社会形成基本法
- ②デジタル庁設置法
- ③デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律
- ④公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律
- ⑤預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律
- ⑥地方公共団体情報システムの標準化に関する法律

テレワーク

勤労形態の一種で、情報通信技術（ICT）を活用し時間や場所の制約を受けずに、柔軟に働く形態のこと

ノーコード・ローコードツール

プログラミングに関する専門知識が不要、あるいは必要最低限のプログラムコードで開発ができるツール

ぴったりサービス（マイナポータル）

内閣府が運営する行政手続のオンライン窓口のことで、子育てや介護など、一部の部の申請をオンラインで行えるほか、行政機関が保有する自分の情報の確認や、行政機関等からのお知らせ通知の受信などのサービスが提供される

マイナポータル

マイナンバー制度の導入に合わせて構築した、国民一人ひとりがアクセスできるポータルサイトのこと

自己情報表示機能、情報提供等記録表示機能のほか一部の行政サービス等を提供する基盤であり、国民一人ひとりが利用できる

A I（人工知能、Artificial Intelligence の略）

既存の価値観にとらわれず、デジタル技術を社会に浸透させて人々の生活をより良い方向に変化させること

B P R（業務改革、Business Process Re-engineering の略）

業務本来の目的に向かって既存の組織や制度を抜本的に見直し、プロセスの視点で、職務、業務フロー、管理機構、情報システムをデザインし直すこと

D X：デジタルトランスフォーメーション

既存の価値観にとらわれず、デジタル技術を社会に浸透させて人々の生活をより良い方向に変化させること

I C T（Information and Communication Technology の略）

インターネット等の情報通信技術を利用した産業やサービス等の総称

R P A（ロボットによる業務自動化、Robotics Process Automation の略）

定型作業のデスクワークをロボット（パソコンの中にあるソフトウェア）により業務を自動化すること

S N S（Social Network Service の略）

メッセージや写真、日記等を通じて友人や知人等とインターネット上でつながる、個人間の交流を支援するサービスのこと